

令和8年度垂井町ビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」
楽しい地方共創推進事業 業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、楽しい地方共創推進事業（以下「本業務」という。）の委託にあたり、民間の高度な専門知識や技術等を活用した企画について、幅広く提案を受けるために、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価する公募型プロポーザル方式により、最も適切な者を本業務の受注者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

楽しい地方共創推進事業

(2) 発注者

垂井町

(3) 委託業務内容

別添業務委託仕様書のとおり

(4) 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

(5) 委託料

契約限度額 14,980千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) 名称

楽しい地方共創推進事業業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 募集方法

公募型プロポーザル

(3) 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

単独の法人等にあたっては、下記コまでのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあたっては、代表構成員は下記アを満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が下記イからコまでのすべての要件を満たしていること。

ア 令和7年度の垂井町入札参加有資格業者名簿に登載されている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ウ 垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領に基づく入札指名停止措置の対象となっている者

- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ク 納税義務者であって、国税又は地方税を滞納している者
- ケ 労働基準法ほか労働関係法令を遵守していない者
- コ 役員（監査役又は監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人等
- ・ 破産者で復権を得ていない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 暴力団の構成員等

（4） 審査方法

審査は、町が別で定める委員により組織された「楽しい地方共創推進事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、提出書類及びプレゼンテーションの審査を経て、最適な受注候補者を選定するものとする。

（5） プロポーザルの性格

本プロポーザルは、最適な受注候補者を選定するため、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものである。本業務は、契約締結後に企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ着手するものとする。

（6） 事務局

垂井町役場産業課商工観光係

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11

電話 0584-22-7515（直通） FAX 0584-22-5180

E-mail : sangyo@town.tarui.lg.jp

4 プロポーザルの日程

- （1） プロポーザル実施要領等の配付

令和8年3月17日（火）

(2) 参加表明書等の提出期限	令和8年3月27日(金)
(3) プロポーザルに係る質問書の提出期限	令和8年3月27日(金)
(4) 企画提案書等の提出期限	令和8年4月7日(火)
(5) ヒアリング・審査・受注候補者の選定	令和8年4月中旬(予定)
(6) 審査結果通知	令和8年4月中旬(予定)

5 プロポーザルの事務手順

(1) プロポーザル実施要領等の配付

ア 配付期間

令和8年3月17日(火)から3月27日(金)まで

イ 配付場所

事務局の窓口又は垂井町ホームページからダウンロードすること。

なお、事務局での配付は、午前9時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日は除く。)とする。

ウ 配付書類

(ア) 楽しい地方共創推進事業業務委託プロポーザル実施要領

(イ) 様式集

(ウ) 楽しい地方共創推進事業業務委託仕様書

(2) 参加表明書等の受付

ア 参加表明書等

プロポーザル参加希望者は、「参加表明書」(様式1)及び「企業概要書」(様式2)を作成し、次のとおり提出すること。

イ 参加表明書等の提出先及び方法

(ア) 提出先

事務局

(イ) 提出期限

令和8年3月27日(金) 午後5時必着

(ウ) 提出方法

持参、簡易書留郵便による郵送又は電子メールとする。

ただし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土曜、日曜及び祝日は除く。)とする。

(エ) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、令和8年4月3日(金)までに、任意様式で「辞退届」を提出すること。

(3) 質問書

参加表明書提出者からのプロポーザル等に関する質問は、次により電子メールで受け付ける。

ア 受付期限

令和8年3月27日(金)午後5時まで

イ 電子メールの件名

「楽しい地方共創推進事業業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 提出方法

質問書（様式3）に記載し、電子メールに添付して提出すること。

エ 提出先

E-mail : sangyo@town.tarui.lg.jp

オ 質問に対する回答

回答は、令和8年3月30日（月）に垂井町ホームページにて公開する。

(4) 提出書類

ア 企画提案書（A4版縦使い、片面4枚以内とし、紙面構成は自由とする。）

イ 同種業務実績書（様式4）

ウ 配置予定技術者調書（様式5-1、様式5-2）

エ 業務見積書（消費税込）

※仕様書の業務内容の内訳が分かるように見積もること。

オ 共同体協定書（様式6-1）、共同体委任状（様式6-2）

※共同体の場合のみ提出すること。

(5) 提出部数（左綴じA4版とすること）

アから順番に揃え、白紙の表紙を加えて、左部上部を1点クリップ止めとし10部提出すること。

(6) 提出期限

令和8年4月7日（火）午後5時まで

(7) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう発送すること。）

(8) 審査

ア ヒアリング要請者を対象に、プロポーザルを用いてヒアリングを実施し、内容を総合的に評価した上で、受注候補者を選定する。

イ ヒアリングの日時及び場所

① 日時：令和8年4月中旬（予定）

② 場所：垂井町役場庁舎（予定）

なお、ヒアリングの詳細については、ヒアリング要請者を対象に後日別途通知する。

ウ ヒアリング内容等

① ヒアリングに求める内容は、提案を補足するプレゼンテーション及び審査委員会委員からの質疑応答とする。

② ヒアリング会場への入場者は、1提案者3名以内とし、プレゼンテーションの時間は20分以内、その後の質疑応答は10分程度とする。

③ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行う。

④ ヒアリングは、非公開とする。

⑤ プレゼンテーション用のスクリーン及びプロジェクターは当方で準備す

るが、パソコンは各自で準備すること（必ず使用しなければならないものではない。）。

⑥ パワーポイント等を使用した説明は認めるが、使用する説明資料は事前に提出された提案の内容のみとし、資料の追加配布や差し替えは認めない。

(9) 受注候補者の選定

ア 審査委員会は、評価得点の高い者から順位を定め、最高得点を得た者を受注候補者として選定する。

イ 評価得点が高点となった場合は、審査委員会委員長の評価得点が高点の者を受注候補者として選定する。

(10) 審査結果の発表

審査結果は、速やかにすべての参加者に書面により通知する。なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じない。

(11) 評価基準

評価項目、評価事項、配点については、別紙のとおりとする。

6 経費の負担

参加表明書及び提案の作成に要した費用、旅費その他プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

7 本業務委託契約

審査により決定した受注候補者を本業務の随意契約に係る見積徴取の相手方とするものとし、詳細な業務内容及び契約条件について、発注者と協議・合意したのちに委託契約を締結する。

ただし、受注候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合については、次点者を見積書徴取の相手方とするものとする。

なお、契約締結時までに、垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を締結しないこととし、この場合、垂井町は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

8 その他

(1) 失格

ア 提出書類に虚偽の記載をした者

イ プロポーザル実施要領で与えられた諸条件に違反した者

ウ プロポーザル実施要領に定める手続き以外で、審査委員又は関係者から直接又は間接を問わず、本プロポーザルに関する連絡を求めた者又は援助を受けた者

(2) その他

ア 本提案において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。

- イ 提出書類は、受注候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ウ 提出された提案等は返却しない。
- エ 共同体が提案者となる場合は、企画提案書等において、共同体を構成する法人等が委託業務を行う上で果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、代表となる法人等が応募手続きを行い、対応窓口となること。
- オ 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- カ 審査結果については、審査内容に関する問い合わせ、異議申立て等には一切応じない。

別紙

1 評価基準

評価項目		評価事項	配点
業務執行能力 (50点)	実施体制	事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、必要となる専門知識を有する者を配置し、業務遂行能力の高い事業者であるか。	20
	業務実績	これまでの創業支援等地方創生の実績等から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分活用することが期待できるか。	10
	見積内容	事業費の積算は、必要かつ魅力的な企画等を実施する上で適切なものであるか。	5
	社会的課題等への取組み	「多様な職業選択肢の創出」、「新たな技術や考え方を生かした新規事業の創出」、「持続的な雇用創出のための地域産業の後継者・担い手育成」、「地域資源の活用と事業化」、「仕事と子育ての両立を叶えるための『地域ぐるみ子育て』の考えの醸成と機会創出」、「『地域ぐるみ子育て』における世代間交流機会の創出」といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	15
企画提案内容 (50点)	全体について	募集要領・仕様書に基づき、目的を十分理解した内容であり、実施内容が参加者のニーズや期待に答えられるものか。	15
	企画提案の妥当性について	事業内容やスケジュール等が明確で参加者の満足度向上や成果に繋げるための工夫があるか。	20
	他機関との連携について	垂井町商工会、大垣ビジネスサポートセンター、他の創業支援等を行う関係機関、情報科学芸術大学院大学、他の大学・大学院、民間企業等との連携が具体的に提案されているか。また、連携を通じて相乗効果が期待できる内容であるか。	10
	その他	仕様書を踏まえた上で、独自性や創意工夫のある内容が提案に含まれており、事業効果をより高めることが期待できるか。	5
合 計			100

2 配点基準

評価	配点基準			
最も優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	15
普通	3	5	8	10
やや劣っている	2	2	4	5
劣っている	0	0	0	0